

環境創造シアター新規映像制作業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」（以下「コミュタン福島」）は、子どもたちや県民とともに福島県の未来を創造する対話と共創の場であり、360度全球型シアターである環境創造シアターが設置されています。環境創造シアターでは、現在、福島県オリジナル作品として放射線の正しい理解や福島県の魅力を体感することなどを目的に「放射線の話」、「福島ルネッサンス」等を上映しています。

本業務では、コミュタン福島で予定される展示室の更新に合わせて、“環境を軸に未来志向の明るいビジョン”を抱ける映像を制作し、環境創造シアターから発信することを目的にします。

なお、本業務は、公募型プロポーザルにより委託業者を選定します。

2 業務内容

(1) 業務名称

環境創造シアター新規映像制作業務

(2) 委託契約額の上限

75,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 現在予定している金額であり、今後の予算編成過程及び県議会における審議において変更となる可能性があります。なお、このことに伴い、本プロポーザル参加者または業務委託候補者に損害が生じた場合であっても、その損害については一切負担しません。

(3) 業務内容

映像制作業務

※ 業務の詳細は、別紙「環境創造シアター新規映像制作業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

3 企画提案書

(1) 企画提案書

本事業は、原則として事業者の特色をいかした自由提案としますが、以下については必ず盛り込むこととします。

なお、企画提案書の作成に当たっては、イメージ図を添付するなどし、わかりやすい企画提案書の作成に努めてください。

項目	内容	枚数
ア 基本的な考え方	企画の趣旨、制作する映像のコンセプト等	2ページ以内
イ 具体的な企画内容	上記2の業務内容について、制作する映像に関する具体的な企画内容・映像の構成及び内容（ナレーション、BGM等も含む）	5ページ以内
ウ 業務工程	作業スケジュール	1ページ以内
エ 会社概要	会社の概要や実施業務分野が記載された資	—

	料（パンフレット可）	
オ 業務実施体制	・業務実施体制、進行管理体制について ・担当者（予定）の実務経験	2ページ以内
カ 過去の類似実績	・全球型シアターの映像制作の実績 ・環境、教育等の映像制作の実績	2ページ以内
キ 見積書	本業務実施に当たり必要と見込まれる経費について、可能な限り細分化し、項目に漏れないよう記載してください。	—

(2) 様式

提案についての様式はA4版（縦横どちらでも可）とします。

枚数は表紙、会社概要、見積書等をのぞき、片面印刷12枚以内としてください。

4 業務委託候補者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザルにより参加者からの提案を受け、審査会によりこれを総合的に評価し、業務委託候補者及び次点を選定します。

(2) 審査方法

ア 開催日程

令和4年3月22日(火)

※ 企画提案者数により時間詳細を決定します。

イ 開催方法

Zoomを活用したオンライン方法

（参加届出書（様式第1号）に記載のメールアドレスにミーティングURLを送付します。）

ウ プレゼンテーション等の所要時間（予定）

提案者は10分間以内のプレゼンテーションを行い、20分間以内の質疑に対応することとします。

(3) 審査基準及び配点

審査項目	課題	評価の視点	配点
コンセプト	基本的な考え方	業務の趣旨を理解した企画提案か。	20
企画内容	具体的な映像コンテンツのイメージ	福島県環境創造センター交流棟展示室の更新の趣旨と合っているか、ふくしまの環境の未来について明るいビジョンを共有できるか等について具体的な提案となっているか。	45
	業務工程	当該業務を確実に履行するスケジュールとなっているか。	5
運営体制	会社概要	当該業務に取り組む適切なノウハウ等を有しているか。	5
	業務実施体制及び担当者経歴	適切なスタッフの配置等十分な実施体制となっているか。	10

		また、業務遂行に必要な業務処理及び調整等が可能な体制か。	
実現性等	過去の類似実績	当該業務の円滑な実施が期待できる過去の十分な実績等を有するか。	10
	提案見積書	積算に妥当性があり、かつ最大の効果が見込める内容か。	5
合 計			100

5 公募要領等の入手方法

本公募要領等については福島県環境創造センターのホームページ*からダウンロードして入手してください。なお、福島県環境創造センター等窓口又は郵送等での配布は行いません。

※ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/bidding-info.html>

6 参加申込及び企画提案書の提出等

(1) 参加申込及び企画提案書の提出

ア 提出書類

- (ア) 参加届出書（様式第1号）
- (イ) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第2号）
- (ウ) 企画提案書（3(1)～(2)に記載したとおり）

イ 提出期限

令和4年3月14日（月） 17時まで（必着）

ウ 提出方法

郵送又は持参

（電子メール及びFAXによる提出は受け付けません。また、県においては、郵送中の事故等の責任を負いかねます。）

なお、持参による提出の受付期間は月曜日から金曜日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時00分～17時00分までとします。郵送にて送付した場合は、電話にて着信の確認を行うこと。

エ 提出部数

- ・ 6(1)ア(ア)～(イ)に関する書類 1部（正本1部）
- ・ 6(1)ア(ウ)に関する書類 6部（正本1部、副本5部）

※ 提出書類の作成に要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行いません。また、提出された書類等は返還しません。

(2) 質問書の受付

ア 提出書類

- ・ 質問書（様式第3号）

イ 提出期限

令和4年2月9日（水）から令和4年2月22日（火）17時まで

ウ 提出方法

質問書（様式第3号）により、福島県環境創造センター総務企画部企画課宛てに電子メ

ール^{*1}により送付してください。

電子メールによる質問書の件名は「【質問書】環境創造シアター新規映像制作業務」とし、電子メールで送付するとともに、送付した旨を福島県環境創造センター総務企画部企画課まで電話^{*2}でお知らせ下さい。

なお、電話による質問の受付は行いません。

※1 E-mail : kansou-kikaku@pref. fukushima. lg. jp

※2 電 話 : 0247-61-6127

エ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県環境創造センターホームページに随時公表します。

なお、個別の回答は行いません。

7 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とします。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

カ 委託上限額を超過しているもの

(2) 複数提案の禁止

企画プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

参加届出書もしくは企画提案書を提出した後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) その他

ア 参加者は、本公募型プロポーザルへの参加届出書（様式第1号）の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて応募者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は返却しません。

8 審査結果の通知

(1) 審査結果は、本プロポーザル審査会参加者全員に通知するとともに、福島県環境創造センターホームページ^{*}に、参加者全員の総合得点を掲載します。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切認めません。

※ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/bidding-info.html>

- (2) 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により選定されなかった理由について回答を請求することができます。また、その回答は書面が到達した日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に行います。

なお、回答の内容は「請求者及び業務委託候補者におけるそれぞれの審査項目毎の得点（審査項目毎に各審査委員の得点を合計したもの）及び総合得点」となります。それ以外の内容に関しての質問等は一切認めません。

9 主なスケジュール

令和4年2月9日（水）		公募型プロポーザル実施要領のホームページによる公表
令和4年2月22日（火）	17時	質問書の受付期限
令和4年2月25日（金）	17時	質問書に対する回答期限
令和4年3月14日（月）	17時	企画提案書等の提出期限
令和4年3月16日（水）	頃	審査会開催通知
令和4年3月22日（火）		審査会開催
令和4年3月25日（金）	頃	審査結果通知・公表
令和4年4月上旬頃		契約締結（予定）

10 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

福島県環境創造センター総務企画部企画課

所在地：〒963-7700 福島県田村郡三春町深作10番2号

電話：0247-61-6127 FAX：0247-61-6119

E-mail：kansou-kikaku@pref.fukushima.lg.jp

11 参加資格に関する事項

本公募型プロポーザルに参加できる者は、本公募要領に示した業務を遂行する体制が万全であり、期日を遵守し確実に履行できる能力を有するとともに、次に掲げる条件をすべて満たしたものとす。

ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立をしている団体もしくは申立がなされている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立をしている団体もしくは申立がなされている団体にあつては、当相手続きの開始の決定を受けた直後に入札に参加することに支障がないと認められる団体であること。

ウ 本公募型プロポーザル募集開始から業者選定に係る審査の日まで、福島県から競争入札への参加資格制限等を受けていないこと。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

カ 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。

キ その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

12 契約手続

本業務に関して最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結交渉を行います。なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果契約締結まで至らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

13 その他

(1) 作成した映像の権利は福島県に帰属する。

本業務において作成された一切の成果品に関する権利は全て福島県に帰属する。

特に著作権の取扱いについては、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を福島県に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に受注者又は第三者が従前から著作権その他の知的財産権を有していたものが含まれる場合は、当該著作権その他の知的財産権は受注者または第三者に留保されるものとする。

(2) 契約時に、本プロポーザルで提案のあった企画書の規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。

(3) 仮に、企画提案書の内容を実施できなかった場合には業務実施不可能となるので、委託料が減額される場合がある。

(4) 採用した企画提案内容を一部変更する場合がある。

(5) 本プロポーザルに要する経費等は、提案者の負担とする。